

# 器材搬送車（５人乗り）仕様書

京都市消防局総務部施設課

（担当：石田、菱野 075-212-6647）

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する器材搬送車（以下「車両」という。）の仕様について定める。

## 第１ 車両

### １ 型式

令和８年式 トヨタ：ヤリス（６ＡＡ－ＭＸＰＨ１４）、トヨタ：アクア（６ＡＡ－ＭＸＰＫ１３）又は同等車の新車とし、京都市公用自動車購入等に係る車種選定要綱に基づく指定車種であること。

### ２ ミッション及び駆動方式

変速方式はオートマチックトランスミッション方式で、総排気量は１，４００ｃｃ以上とする。  
駆動方式は、２輪駆動とする。

### ３ ボディ

- (1) 乗車定員は５名とする。
- (2) 全長は４，１００ｍｍ以下、全幅は１，６９５ｍｍ以下、全高は１，５００ｍｍ、以下とする。
- (3) 室内長１，８３０ｍｍ以上、室内幅１，４２５ｍｍ以上、室内高１，１９０ｍｍ以上とする。
- (4) 扉については５ドアとする。
- (5) 安全関連装置として、以下の機能を有すること
  - ア ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）装置
  - イ エアバッグシステム（運転席及び助手席ＳＲＳ）
  - ウ シートベルト（全席）並びに衝突被害軽減自動ブレーキ
  - エ 車線逸脱警報（スイッチ等により入切可とする。）
  - オ 車線維持支援装置（スイッチ等により入切可とする。）
  - カ ペダル踏み間違いによる急発進抑制装置（スイッチ等により入切可とする。）
  - キ 先進ライト（自動切替型前照灯）
- (6) メーカー標準装備品は全て装備すること。

ただし、標準装備の設置に継続的な費用がかかる装備については、事前に担当者と協議すること。
- (7) 車両底部ジャッキアップポイント及びオイルドレンボルトは黄色塗色を施すこと。
- (8) オルタネータ、バッテリー及びスタータは、積載可能な範囲で機能又は容量を最高とすること。
- (9) バックモニター

バックギアに連動して作動するバックモニターを取付けること。

モニターはカラーモニターとし、運転席から視認しやすい位置に設置すること。モニターにテレビを受信する機能を有している場合は、テレビ用アンテナを離脱させる等、テレビを受信できないようにすること。

## 第2 塗装色、記入文字等

- 1 車両外装色はシルバー系とし、内装色はブラック系とすること。
- 2 当局の指示する文字を反射素材のマーキングシールで作成し、貼付すること。

なお、反射素材のマーキングシールは、最大70mm×70mmの大きさとし、貼付箇所は2箇所以内とする（詳細別途指示）。

## 第3 取付品及び積載品

- |    |                            |     |
|----|----------------------------|-----|
| 1  | サイドバイザー（純正品、左右）            | 1 式 |
| 2  | フロアマット（純正品、全座席）            | 1 式 |
| 3  | タイヤチェーン                    | 1 式 |
| 4  | 非常用信号用具（LEDタイプ）            | 1 式 |
| 5  | リアワイパー                     | 1 個 |
| 6  | 車輪止（樹脂製）                   | 1 式 |
| 7  | 三角表示板                      | 1 式 |
| 8  | スペアタイヤセット（ホイール付）又はパンク修理キット | 1 式 |
| 9  | バックモニター                    | 1 式 |
| 10 | オーディオシステム（AM／FMラジオ付）       | 1 式 |

## 第4 登録及び代行等

- 1 受注者は、自動車新規登録及び新規検査申請を代行し、同代行に係る一切の諸費用（重量税及びリサイクル料）を負担すること。ただし、自動車損害賠償責任保険料は、当局の負担とする。
- 2 自動車新規登録・新規検査申請を行う際、登録内容について、事前に当局と必ず協議すること。

## 第5 納期、納入場所及び納入台数

- 1 納 期 令和9年3月26日（金）
- 2 納入場所 消防活動総合センター（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4）
- 3 納入台数 1 台

## 第6 納入時の点検整備及び保証等

- 1 納入に際し十分な点検整備を行っておくとともに、燃料タンクは満量とすること。また、納入車両を使用して、主要装備の取扱説明を実施すること。
- 2 車両整備に必要な部品等は、将来10年以上受注者において確保すること。
- 3 納入後1年以内に故障（事故又は過失に因る損傷は除く。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替え等の必要な措置を講じること。ただし製作上の欠陥による故障は、当局の使用期間中保証すること。

## 第7 提出書類等

納入時、次の書類を提出すること。

- |   |                                                              |     |
|---|--------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 分解整備に必要な資料（整備要領書、パーツリスト等）                                    | 1 部 |
| 2 | 保証書                                                          | 1 部 |
| 3 | 取扱説明書                                                        | 2 部 |
| 4 | 自動車検査証、自賠責保険証明書及び自動車リサイクル料金の預託状況が確認できる図<br>書並びに車両四面写真（車両登録後） | 2 部 |
| 5 | 緊急時の連絡先一覧表                                                   | 2 部 |
| 6 | その他当局が指示するもの                                                 | 必要数 |

#### 第8 その他

- 1 受注者は、契約後速やかに当局と仕様の細部について打合せを行うとともに、本仕様書の内容について疑義、変更等が生じた際は、その都度当局と協議すること。
- 2 納入品番の製造中止等、受注者の責めに帰さない事由により当該品番の納入ができなくなった場合は、当局の同意を得て、当局が製造中止品番等の品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納入することができる。